

わたしの修習時代

紀尾井町：1948 - 70

湯島：1971 - 93

和光：1994 -

15期

司法は、憲法の最後の守り手 今こそ期待された役割を



会員 津田 玄児(15期)

わたしの修習時代は1961年から1963年にかけてである。新安保反対の大運動が、国民を挙げて展開された翌年で、政治的暴力行為防止法案上程、三無事件、恵庭事件が相次いだ時代である。他方司法では、仙台高裁で松川事件の初めての無罪判決がなされ、盛岡地裁の全通盛岡郵便局事件の違憲判決があるなど、憲法に反する時代の動きの中で憲法の最後の守り手である司法への期待が高まっていた時代でもあった。

研修所は麹町の行政裁判所跡で、修習生は350人だったと思う。実務修習は、東京4班で所属は東弁だった。東弁の大講堂には正面には日の丸が、周りには明治以来の歴代の会長の写真が掲げられ古色蒼然としており、東京地裁も昭和初年建築の古いもので、部はいくつかの建物に分散し、刑事部は築地に、家裁は日比谷公園の角にと、どこになががあるかを捜すのにも苦労する状況であった。修習した事務所も、古いビルの屋上に近い小さなもので、冷房もなく隣のビルの空調機の音がやかましい毎日であった。事務所には、コピーもファックスもパソコンもない、そして弁護士3人事務員1人の事務所であった。しかしそれは、当時の弁護士の事務所として、例外ではなくごく普通のあり方でもあった。時代も修習環境も、今日の状況とは全く異なっていた。思い出すとまさに今昔の感がある。

実務修習の中で印象に残っているのは、家裁の修習で、少年調査官につれられ、下町にある簡易宿泊所を訪問したことである。執務時間が終わってから、今日はドヤの訪問を予定しているので、一緒に行かないかと誘われた。説明では、当時調査官は担当地域を持って活動しており、担当の地域の状況を把握するために、職務が終わった時間を利用して、平素から地域をまわり、地域の実情を把握するのだという。

そのドヤは東京では珍しい、子連れの家族が住み着

いており、非行に陥る子どももあり、そうした子どもがいる地域・家庭との交流を、平素から大切にすることが、担当の地域の非行と向き合い、子どもを立ち直らせる上で、肝要だということであった。ドヤだけではなく、様々な地域の人との交流に努力し、そうして得た地域の情報が、実際に起こった事件で、少年を援助するのに役立っているとのことであった。

少年事件を解決する上で、調査官は裁判官と補い合う大切な役割を担っていることは知ってはいたが、勤務時間でない自分の時間を潰してまで、担当地域をまわり、少年の立ち直りに備えている調査官の姿を知り、家裁が子どもたちの立ち直りに貢献することができるのは、こうした地道な取り組みが、それを支えているのだということを実感し、大変感動した。

現在家裁では、保護事件の司法的性格が強調され、調査官の位置づけは、裁判官に従属する存在に変わり、このような調査官の取り組みは珍しくなってしまった。少年事件の厳罰化が進み、どんな子どもでも非行を糧に立ち直れるよう援助を尽くす制度は大きく変容している。しかし例外的存在だった、少年事件と向き合い、子どもの権利を支える弁護士が増え、修習生と共に子どもの事件を扱うことは定着しはじめている。

家裁だけではなく、わたしの修習時代に憲法の守り手として期待が高まっていた司法全体が、その期待に応えられないでいる。子どもの権利も日本では、冬の時代を迎えている。しかし子どもの権利条約は採択20周年を迎え、世界各地で祝賀されているのである。日本では、最も弱者である子どもの権利を支える弁護士の層が、形成され一定の役割を果たそうとしている。これを大切に育てることを手掛かりとして、司法が、その期待された役割を取り戻すことを切望し、わたくしもその一員として役割を果たしたいと思う。